

# 介護保険居宅事業者連絡会

## 【介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成 12 年 11 月に介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

平成 25 年 4 月の会員数は、412 事業所となっている。

## 【提言項目 1】

### 在宅サービスの区分支給限度額を引き上げること

## 【現状と課題】

平成 24 年度の介護報酬改定では、新たな加算が創設されたが、区分支給限度額の変更はされなかった。事業所が加算を取得したりサービス提供時間を延長することにより、利用者によっては区分支給限度額を超えてしまい、自己負担が増え、サービスの時間や回数を減らしている実態がある。

## 《当会が会員事業所を対象に実施したアンケート結果から》

- ・介護報酬単価を上げた場合、当然重度介護の方は枠組みである区分支給限度額を上げないと、介護保険の枠内ではサービス利用が出来ない。
- ・区分支給限度額があるために、ケアマネジャーが加算を取得した事業所を計画に位置づけられない等、質の高いサービス提供や介護職員のキャリアアップを妨げる結果となっている。
- ・区分支給限度額が変わらないため、そのサービスが必要であるのに利用回数が減ったり、経済的に困難なケースが出てきてしまうと考えられる。
- ・事業所の体制は変動する可能性が高く、加算の有無が利用者負担や区分支給限度額オーバーに影響するのは、高齢者を混乱させてしまう一因となるので、改善が必要である。

## 【提言内容】

利用者が本来必要とするサービスを抑制することのないよう、次期介護報酬改定に向けて区分支給限度額の引き上げが必要である。

**【提言項目2】**

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、各サービスの正しい理解を広めること

**【現状と課題】**

平成24年度は介護報酬、診療報酬の同時改定があり、「2025年の地域包括ケアシステム」構築に向けての第一歩となったと言われている。

それに伴い、様々なサービスが開始されたが、整備が進んでいない状況である。例えば、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」については、参入にあたっての課題が多いと感じる事業者が多く、厚生労働省の調査でも平成25年1月末時点で実施をしている保険者は全国で6%にも満たない数値となっている。

**《アンケート結果から》**

当会が会員事業所を対象に実施した調査では、参入にあたっての課題、参入しない理由として下記のことが挙げられた。

- ・早朝・夜間のスタッフ確保が困難 82.6%
- ・採算見込みがもてない 49.3%
- ・運営費用への投資ができない 39.1%
- ・医療との連携が難しい 34.8%だった。

その他の意見では、このサービスを必要としている利用者が少ないと感じる、小規模事業所の参入が難しく、大手事業所がその地域を囲い込むかたちになってしまう危惧を感じる、との意見があった。

**【提言内容】**

「地域包括ケアシステム」実現のために、利用者が自分に合ったサービスを選択できるようにすることと同時に、事業者の新サービスへの参入意欲を妨げないために、サービスの仕組みや効果、実際の利用者像、収益性などについて周知し、利用者・家族、事業者に対して正しい理解を広める取り組みが必要である。

**【提言項目3】**

大都市特有の人材確保・定着の難しさを解消すること

**【現状と課題】**

地域包括ケアを支えるためには、介護サービス量の増加に伴い介護職員等の拡充に取り組む必要があるが、最低賃金が高く、職業の選択肢が多い大都市で、福祉・介護職を選ぶ人は地方に比べ少なくなっている。その一方で介護施設・事業所数は多く、介護職員をはじめ看護職員、機能訓練指導員等の専門職の確保が難しい状況である。例えば、通所介護事業所では、サービス向上のため個別機能訓練加算を取得しようとしても、専門職を確保できずに取得を見送る事業所も存在している。

**【提言内容】**

利用者が適切なサービスを受けることができるよう、専門職の確保について報酬体系の見直し等具体的な対策が必要である。